

海上技術安全研究所の管理費の引き上げについて

背景

- これまで海上技術安全研究所では、受託等の経費のうち、研究費総額の10%を管理費（所謂、一般管理費及び間接経費）として計上していました。（海上技術安全研究所受託研究取扱規程第8条（別表）において、一般管理費を「10%相当額を計上する」と設定。）
- 今後、ますます研究成果を海事産業界や関連業界等社会に貢献することを求められてますが、国からの経常的な支援が年々減少する中、現状の10%を維持した場合、本研究所の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、現状、研究活動の遂行や施設の維持に影響を及ぼしかねない状況です。
- 管理費の割合は、原則、国立研究開発法人研究所ごとに決定しており、場合によっては委託元の指定に従うこととなっていますが、多くの大学や国研などの研究所は、原則30%と設定しています。

 **上記の状況を踏まえ、海上技術安全研究所の管理費の割合を研究費の合計額の30%（一般管理費（国）は令和元年6月から、間接経費（民間）は同年9月から施行）といたします。**

～海上技術安全研究所受託研究取扱規程 別表 受託料積算基準（抜粋）～

1～8 略（人件費や備品費、設備等資料料など）

9 一般管理費

国及び国に準ずる機関（以下「国等」という。）からの依頼の場合は、研究所の一般管理費のうち当該受託研究業務遂行のため支出すると思料される経費として標準額は、1から8までの項目の**合計額の30%相当額**を計上する。ただし、依頼された国等で別に定めのある場合は、当該規定に従うものとし、再委託分に係る一般管理費の積算に当たっては、依頼者との協議に基づき計上する。

10 間接費

国等以外からの依頼の場合は、研究所の間接費として、当該受託研究業務遂行のため支出すると思料される経費及び研究開発環境の改善又は所全体の機能の向上に活用する経費として標準額は、1から8までの項目の**合計額の30%相当額**を計上する。